

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則 奥多摩漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、奥多摩漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第5種共同漁業権に関する漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。但し、使用する竿の数は1人1本以内とする。

(遊漁時間)

第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚種別	期間
あゆ	組合が公示する日（以下「解禁日」という。）から10月31日まで
にじます	解禁日から12月31日まで
やまめ	解禁日から9月30日まで
こい・ふな・うぐい	1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から10月31日まで

2 前項の公表は、組合が解禁日を公示する場合は、組合公示板又は読売新聞に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は、産卵場を造成した場合は、標識により表示するものとする。

(全長の制限)

第7条 漁業権対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚類は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ・ふな	全長10cm以下
にじます・やまめ	全長12cm以下
こい	全長18cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生、満77歳以上の者又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対象魚種	漁具法	期間	遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付(消費税込み)	現場で監視員に納付する場合の遊漁料(消費税込み)
あゆ・にじます やまめ・こい ふな・うぐい・ かじか	竿釣	1年	4,500円	
		1日	2,000円	2,500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 奥多摩漁業協同組合 東京都青梅市御岳2丁目333番地
- (2) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式及び第2号様式組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (年券の場合)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行う。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員に関する事項)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則) この規則は令和5年9月1日より施行する。